

総務常任委員会会議録

令和5年2月27日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、杉崎委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員、
天利議長

説明者 野崎総務部長、皆川人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第10号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

まず、審査に入る前に、当委員会の正副委員長につきましては、現在内定の段階でございます。改めて当委員会の皆様に正式にご承認いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ありがとうございます。それでは、改選後初めての委員会となりますので、一言、正副委員長として就任の挨拶をさせていただきます。

このたび総務常任委員会の委員長という大任を皆様からご承認いただいたところでございます。しっかりとその任を全うできるように、茂内副委員長と力を合わせて進めてまいりたいと思います。当委員会でしっかりと皆様が議論できるように、また調査研究ができるように全力で取り組んでいく決意ではございますけれども、もとより力はございませんので、どうか皆様のお知恵、お力をお貸しいただき、ご協力を賜ればと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、茂内副委員長、ご挨拶をお願いします。

【茂内副委員長】 このたび総務常任委員会の副委員長を拝命いたしました茂内久代です。総務常任委員会黒沢委員長とともに、そして今皆様のお力をお借りしながら真摯に取り組みたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 それでは、本日の案件に入ってまいります。次第のとおり、付託議案1件でございます。また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第10号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。どうかよろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、付託議案の1、議案第10号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、皆川人事課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 おはようございます。それでは、議案第10号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するための所要の措置を講ずるものでございます。会計年度任用職員の給与は、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の諸号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技術、職務経験等の要素を考慮して定めるべきものとされております。

会計年度任用職員には、条例で常勤職員と同様に2種類の給料表を設け、各給料表の内容は、行政職給料表(1)は、常勤職員の行政職給料表(1)の1級及び2級、行政職給料表(2)は、常勤職員の行政職給料表(2)の1級と同じとしております。

給料表はフルタイムでの額となっておりますが、短時間勤務の場合は、決定された給料月額に地域手当を加えた額を基準月額として、これをそれぞれの勤務時間の状況に応じて時間単価として計算し、支給しております。今回は、令和4年8月の人事院勧告に基づき常勤職員の給料表が改正されたことから、会計年度任用職員の給料表についても同様に改正するものでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は01議案第10号の23分の15ページ新旧対照表をご覧ください。23分の15ページから23分の18ページまでが別表1で、行政職給料表(1)となっており、1級に、常勤職員の行政職給料表(1)の1級の各号給の給料月額を、2級に、常勤職員の行政職給料表(1)の2級の各号給の給料月額となるよう改めます。

また、23分の19ページから23分の23ページまでが別表2で、行政職給料表(2)となっており、1級に、常勤職員の行政職給料表(2)の1級の各号給の給料月額となるよう改めます。

23分の23ページをご覧ください。最後に附則といたしまして、施行日を令和5年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。柳田委員。

【柳田委員】 今回の改正によって起きる全体の影響額はどれくらいなのかお伺いします。

【黒沢委員長】 高橋副主幹。

【高橋副主幹】 影響額というご質問なんですけど、今回の給与の改定と併せて職種ごとに幾らの報酬を出すかというところの号給の見直しも行っておりますので、申し訳ありません、給与改定のみの影響額というのは把握できておりません。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

山田委員。

【山田委員】 新旧対照表を見ますと、1級の1号を見ますと、14万6,100円から15万100円ということですけど、これに関しては1か月の勤務日数というのはいくらぐらいになっていますか。

【黒沢委員長】 高橋副主幹。

【高橋副主幹】 会計年度任用職員の場合、フルタイムとパートタイムと2種類あるんですけども、寒川町では現在フルタイムの会計年度任用職員は雇用しておりません。全てパートタイムになります。パートタイムの方ですと、週5日出勤している方もいらっしゃいますし、月1日だったり、週何日、月何日かといったような短い勤務日数になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 今の答えでよろしいですかね。

高橋副主幹。

【高橋副主幹】 報酬額につきましては、例えば一般事務員の方ですと、改正後の給料表では、行政職給料表(1)の1級の7号給になります。こちらの金額に会計年度任用職員の方の勤務時間数を案分した金額で算出することになっております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 これは月給で示してはいるんですけど、平均して時給というのは大体どのぐらい上がるということ、その業務の形態だとか、あれで違うんでしょうけども、大体平均してどのぐらいの時給が上がったかというのはわかりますか。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 事務でいきますと、平均で時給にして31円の上昇になります。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑がこれ以上ないので、暫時休憩といたします。

ご苦労さまでした。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですけども、討論のための休憩は必要でしょうか。よろしいでしょうか。このままそれでは討論、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第10号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたします。

これをもって総務常任委員会を終了いたします。大変にありがとうございました。

午前9時12分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 黒沢 善行